

ベルクソン形而上学の宗教的指向性

——『三源泉』以前の展開——

安藤 恵 崇

一般にベルクソンの宗教哲学とは、一九三二年の『道徳と宗教の二源泉』において示された思索を指している。この書に至ってはじめてベルクソンは、神秘主義への共鳴という立場を明確にし、当時の宗教人類学をはじめとする様々な知見をもって宗教の総体の人類にとっての意味を問うたのだった。それは一九〇七年の『創造的進化』の延長上において完全に理解されるものであるが、しかしこの二つの主著の間には単純に順行的発展とはいえない難い非連続な要因も横たわっているのではないだろうか。ベルクソンはシュヴァリエとの対話において、宗教への回心のようなものが一挙に訪れたのではないことを回想している。宗教哲学（宗教を対象とした思索という意味より、宗教の思想的表現とでもいうべきもの）への指向は、彼の哲学形成の中で徐々に形を取つてゆき、やがて充電された宗教的要求が、彼をして『二源泉』という著書を書かしたということができるだろう。もしそうであるのなら、その宗教への指向性はいかなる形で彼の哲学的探求のなかに跡づけられるのか。

確かに『創造的進化』にも「生命の躍動」の溢出する源に神的な次元が示唆されているが、それは後にベルクソン自身が批判する所の「哲学者の神」、つまりそこへと人が帰依するのではなく哲学的原理として呼び出された神としての一面がある

ことは否めない。むしろ筆者は一九一一年にある転回があると考えたい。この年にボローニヤにおいて「哲学的直観」（『思想と動くもの』所収）の講演が、またイギリスでは「変化の知覚」（同書所収）と「意識と生命」（『精神のエネルギー』所収）という二つの講演が行われている。これらはいずれも彼の「持続の哲学」が人間の生の在り方を転換するという確信で結ばれている。今日ではいささかオプティミスティックにさえ響くこの確信の根拠は一体どこから来るのだろうか。

筆者はそこにベルクソンが自らの「持続」と直接性の哲学が、人間をして自縛している二項対立から脱却せしめるという実践的な力を考えていることを指摘したい。彼が、我々の直接経験の持続において事物は「ありのまま」を露わにしていると主張し、常にそれは出来合いの概念的把握をのがれていくことを繰り返しながら主知主義を批判していくことには、この二項対立からの脱却という動機をあてがうと一貫した見通しを得ることができると。概念とは、それが自然言語（詩的言語ではない）に根ざす限り二項対立的という宿命を負っている。それゆえ、概念的把握の試みは我々に「ありのまま」の姿を覆い隠してしまう。その一方、「持続」とは純粹な本質からいつて絶対に他の「持続」と重ね合わせることでできない共約不能の原出来事である。しかも、それは常に過去を現在のうちに「潜在的共存」（ドゥルーズ）させているのであり、忘却はされても失われはしない。共約可能性とは、あるものが重ね合わせられることにより同か異かという二項対立的判断が成立する時はじめて可能になる。ゆえに、「ありのまま」とは同か異かのカテ

第2 部会

ゴリーの地平にあるのではなく不同不異なのである。ベルクソンは一と多についてより多くの頁を割いているが、この一と多という二項対立的表象は、われわれの空間表象においてなされる「重ね合わせによる単位」を設定する時はじめて成立する。ベルクソンが空間表象を不純だと見なす根拠はここにある。

このような持続の哲学の根底は、『時間と自由』の第三章において独自の自由論に転回し、そして一九三〇年の「可能と現実」(『思想と動くもの』所収)においては人が問うべきでない「偽りの問い」に根ざす「形而上的苦悶」からの解放という実践的次元に結びつけられていく。これを彼の形而上学的展開からの宗教的指向性とみなすことができるだろう。

プラトン『法律』第一〇巻における魂の問題

土井裕人

プラトン最晩年の著作である『法律』は、新国家に制定すべき法律とその序文について、プラトンの代弁者として登場するアテナイからの客人を中心に論じられる対話篇であり、『法律』というタイトルながら取り上げられるテーマは多岐にわたっている。とりわけ有名なのが「プラトンの神学」(むろん単純に「神学」と呼ばれるべきではないが)とも称される第一〇巻であり、三通りの不敬虔な説とそれらを反駁する神論が展開されている。具体的には、①「神々は存在しない」という無神論の

説とそれに対する「神の存在証明」、②「神々は存在するが、人間を顧みず無関心である」という説とそれに対して神が万物を顧慮する能力を持つという主張、③「神々は買収でき、罪を犯しても供物で赦しが得られる」という説とその反駁である。本学会における昨年の研究発表ではとりわけ②の無関心説に着目して神義論の問題を取り上げたが、『法律』第一〇巻においてこうした宗教思想の基盤となるのが①の無神論とその反駁であり、この議論において重要な位置を占めるのが「魂(プシューケー)」である(語の問題は大きいがここでは通例に従って「魂」としておく)。

『法律』第一〇巻で取り上げられる無神論は、物体を第一のものとして見なして神的な魂を物質の下位に置き、法律で定められるような神々は人為的にすぎないと否定する、いわば唯物論的な立場に基づく無神論である。これに対して、魂が物質より先に在って始源となっていることを証明する問答が行われた上で、その証明が神々に関する正しい論であり、善なる神々、すなわち最善にして有徳であり宇宙全体を秩序的に導く魂と諸天体の魂としての神々が存在すると論証される。無神論に対する神の存在証明であるのに魂の存在証明というのは不思議に思われるかもしれないが、魂は物体などに先立って在るばかりでなく、他のものを支配し導くという働きを持つので、最上位に属する魂は神々ということになるのである。こうした神の存在証明は、魂と物体とどちらを先に立てるかという考え方の違いを起点とし、無神論が「極めて厄介な無知の一種」とされていたように神論に関わる知の在り方を問題とした自然学的議論でも